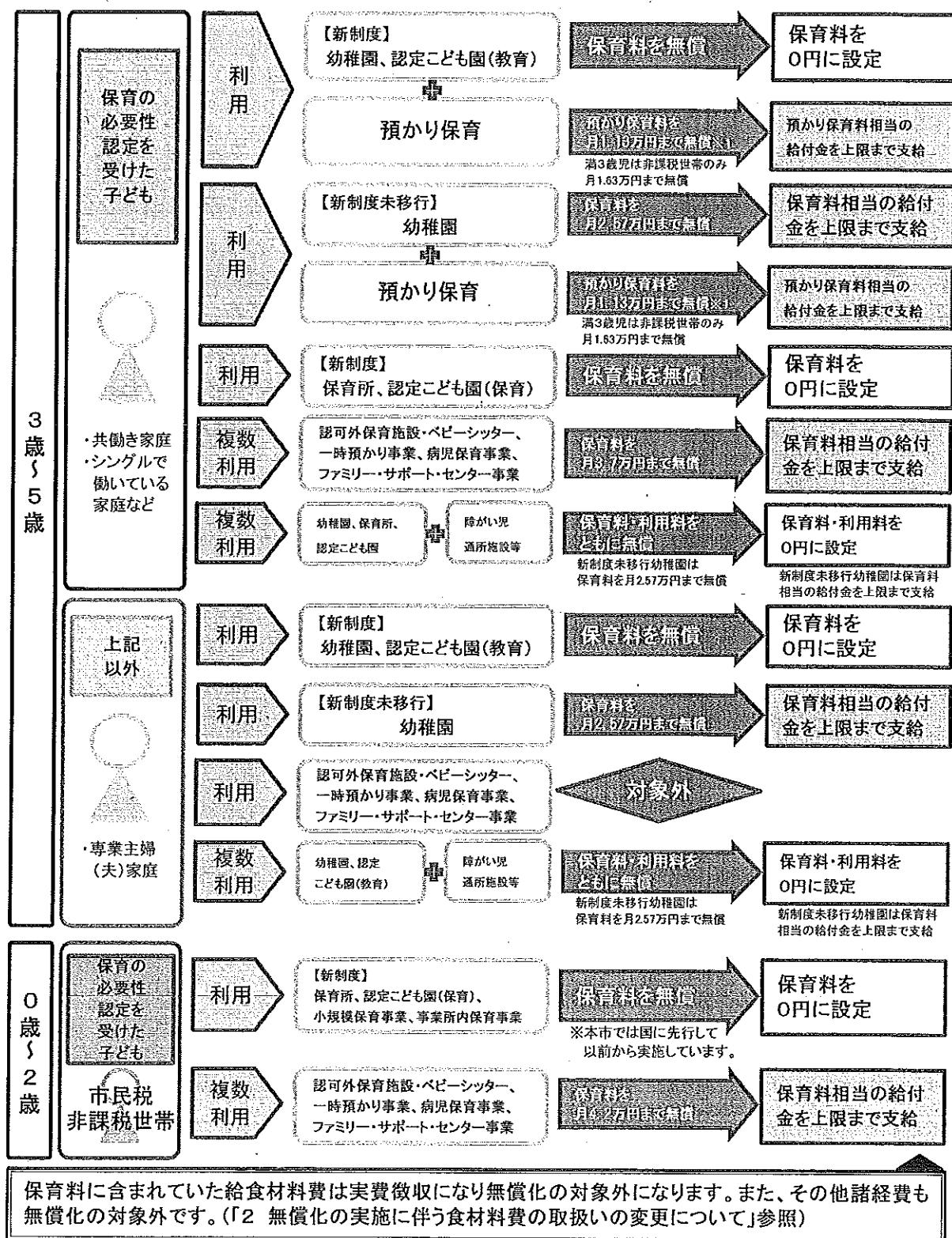


令和元年(2019年)6月24日
子ども・子育て支援審議会
児童部保育幼稚園室

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の制度概要について

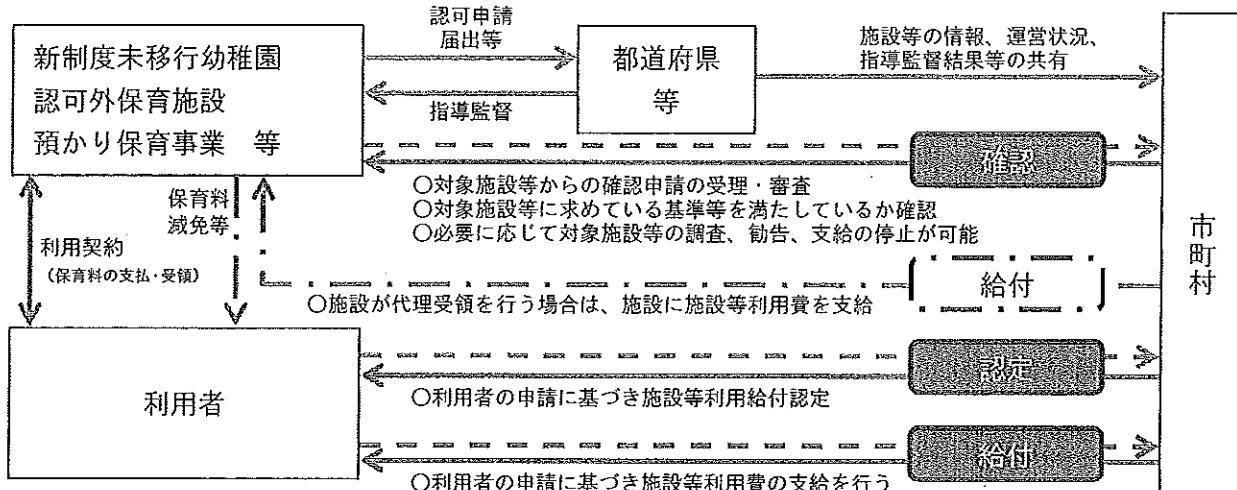


○新制度未移行幼稚園の保育料や幼稚園等の預かり保育料、認可外保育施設等の保育料の無償措置(子育てのための施設等利用給付)を受けるためには、認定を受けることが必要です。保育所等に入所するための認定とは別に、子育てのための施設等利用給付に係る認定が創設されました。

○子育てのための施設等利用給付の対象となる施設等には、満たすべき基準が設けられています。
(「1 子育てのための施設等利用給付について」参照)

※1 利用の実態に応じて、「日額単価(450円) × 利用日数」と比較して低い方の金額が上限になります。

1 子育てのための施設等利用給付について



(1) 対象施設の確認

【趣旨】

- 市町村において、各事業者が無償化給付の対象となること、対象施設等に求める基準((1) 対象施設等が満たすべき教育・保育等の質、(2) 対象施設等の運営)を満たしていることを把握するとともに必要に応じて調査等を行う

【対象施設等に求める基準】

- 対象施設等が満たすべき教育・保育等の質の基準
 - 新制度未移行幼稚園、一時預かり事業等
→学校教育法に基づく設置基準、児童福祉法に基づく事業基準を適用
 - 認可外保育施設、預かり保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
→内閣府令で定める基準を適用（認可外保育施設等には経過措置あり）
- 対象施設等の運営に関する基準
 - 教育・保育等の提供の記録、利用料や実費の徴収可能費目及び手続、領収証（無償化の対象経費と対象外経費の区分等）等の交付、秘密保持、諸記録の整備等の内容が記載されている文書等の整備

【手続】

- 各事業者からの確認申請を受理し、各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁からの情報を活用して(1)・(2)の充足状況を確認し、公示する

(2) 対象者の認定（施設等利用給付認定）

【内容】

- 子育てのための施設等利用給付を受けるにあたって、対象の小学校就学前子どもは事前に認定を受けることが必要

認定区分	年齢	要件
新1号認定	満3歳～5歳	対象となる認可教育施設を利用する子ども
新2号認定	3歳～5歳	保育の必要性が認められる対象施設を利用する子ども
新3号認定	0歳～2歳	保育の必要性が認められ、かつ市民税非課税世帯の対象施設を利用する子ども

【教育・保育給付認定との違い】

- 教育・保育給付認定
 - (1) 保育所等の利用決定を伴う認定、(2) 3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子ども、(3) 保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の認定を行う
- 施設等利用給付認定
 - (1) 施設等の利用決定を伴わない認定（利用可否の判断は事業者）、(2) 新3号認定は満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども、新2号認定は満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子ども、(3) 保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の認定は行わない

(3) 施設等利用費の支給

【手続】

- 利用者の申請に基づき施設等利用費の支給を行う
- 施設が代理受領する場合は、施設に支給

2 無償化の実施に伴う食材料費の取扱いの変更について

現行					無償化後（令和元年10月以降）				
1 低所得世帯等					2 上記以外の世帯				
幼稚園（未移行） (保育料に含む) (別途徴収)		幼稚園等 (新制度)		保育所等		幼稚園（未移行） (保育料に含む) (別途徴収)		幼稚園等 (新制度)	
保護者負担	保育料	保育料	保育料	保育料	保育料	無償化 (公費負担)	無償化 (公費負担)	無償化 (公費負担)	無償化 (公費負担)
副食費			実費			公費負担 (国庫補助)	公費負担 (国庫補助)	公費負担 (公定価格)	公費負担 (公定価格)
主食費		実費		実費	実費	実費	実費	実費	実費

◆ 幼稚園（未移行）については、市内の約半数の施設が給食費（副食費、主食費）を保育料に含めて徴収しています。

(1) 基本的な考え方

- これまで保護者が負担してきた経緯のほか、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること、授業料が無償化されている義務教育の学校給食や他の社会保障分野の食事も自己負担されていることを踏まえ、主食費・副食費ともに、保護者から徴収可能な費目に位置付けるとともに、事前に保護者に説明し同意を得ることとする
- 実費徴収となる給食材料費については、無償化の対象外

(2) 保育所・認定こども園・幼稚園（新制度）における食材料費の取扱い

【基本的な考え方】

- 教育・保育給付1号認定子ども・2号認定子どもの主食費・副食費については、施設による徴収を基本
- 2号認定子どもの副食費はこれまで保育料に含まれていたことから、負担方法は変わるもの保護者が負担すること自体は、これまでと変わらない
- 3号認定子どもは、児童教育・保育の無償化が市民税非課税世帯に限られるため、現行の取扱いを継続

【低所得世帯等の副食費徴収免除】

- 1号認定子ども・2号認定子どもの低所得世帯及び第3子以降の副食費を徴収免除
- 副食費徴収免除の対応にあたっては、公定価格での加算により公費負担

(3) 新制度未移行幼稚園における食材料費の取扱い

【基本的な考え方】

- 子育てのための施設等利用給付の対象外の経費として、給食費相当額の算出が必要
- 【低所得世帯等の負担軽減】

- 保育所・認定こども園・幼稚園（新制度）の利用者との公平の観点から、実費徴収に係る補足給付事業（国庫補助事業）に新制度未移行幼稚園の利用者の副食費相当分を補助対象とするメニューを創設

幼児教育・保育無償化に伴う条例改正等について

【市で対応する主な内容】

1 吹田市子ども・子育て支援法施行条例の改正

（1） 経過措置期間中の認可外保育施設無償化対象施設基準の設定

待機児童等がいる状況に配慮しつつ、保育の質や安全性を事業者が確保することを担保するため、改正法施行後5年間の経過措置期間中における子育てのための施設等利用給付（以下、「利用給付」という。）の対象となる認可外保育施設の基準を設けます。

《給付対象となる認可外保育施設（国の枠組み）》

- ア 内閣府令で定める基準（＝従来の指導監督基準と同内容＋居宅訪問型保育事業の保育従事者の資格・研修受講等に関する基準）を満たす施設
- イ 5年間の経過措置期間中は、原則として届出施設全て
- ウ 経過措置期間に限り、市町村が特に必要と認める場合、内閣府令で定める基準を超えない範囲内において、利用給付の対象となる施設を市町村の条例で限定可能

《経過措置期間中の認可外保育施設の本市利用給付対象施設基準》

ア 令和元年9月までに届出があった施設

（ア）1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設

内閣府令で定める基準のうち、保育従事者の資格に関する基準を利用給付の対象となる施設の基準とします。

※（参考）内閣府令で定める基準の保育従事者の資格に関する基準

保育従事者の1／3以上が保育士又は看護師である施設

（イ）1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設及び認可外の居宅訪問型保育事業

（いわゆるベビーシッター）

基準の設定を行いません。

イ 令和元年10月以降に届出があった施設

内閣府令で定める基準と同様の内容を基準として設定します。

（2） 子育てのための施設等利用給付虚偽報告等に対する過料の設定

子育てのための施設等利用給付の内容に関する調査等に際して、保護者や教育・保育を行う者等が虚偽の報告等を行った場合に、子どものための教育・保育給付に係る虚偽報告等と同様に、過料を科す規定を設けます。

2 吹田市立教育・保育施設条例、吹田市立小規模保育施設条例の改正

公立保育所等の短時間認定者の延長保育料の範囲を定める規定の改正

3～5歳の標準時間認定者の保育料と短時間認定者の保育料の差が発生しなくなることに伴い、

短時間認定者の延長保育料の上限額の規定を改正します。

なお、この改正については、0～2歳の短時間認定者にも適用します。

● 7:30～9:00・17:00～18:00の延長保育料

標準時間認定保育料と短時間認定保育料との差額 → 上限設定撤廃

3 公立保育施設の3歳以上児の給食費の設定変更

教育施設と同様に、保育施設においても副食材料費を含めた給食費を実費徴収するため、保育施設の3歳以上児の給食費の単価設定を変更します。また、教育施設においては低所得世帯等の副食費相当分を減額するため、副食費相当額を算出します。

4 その他

(1) 新制度未移行幼稚園の児童に係る子育てのための施設等利用給付の支給方法

令和元年度においては償還払い方式、次年度以降は現物支給の方向

(2) 子ども・子育て支援新制度の今年度後期利用者負担額の算定基礎課税年度の切替時期

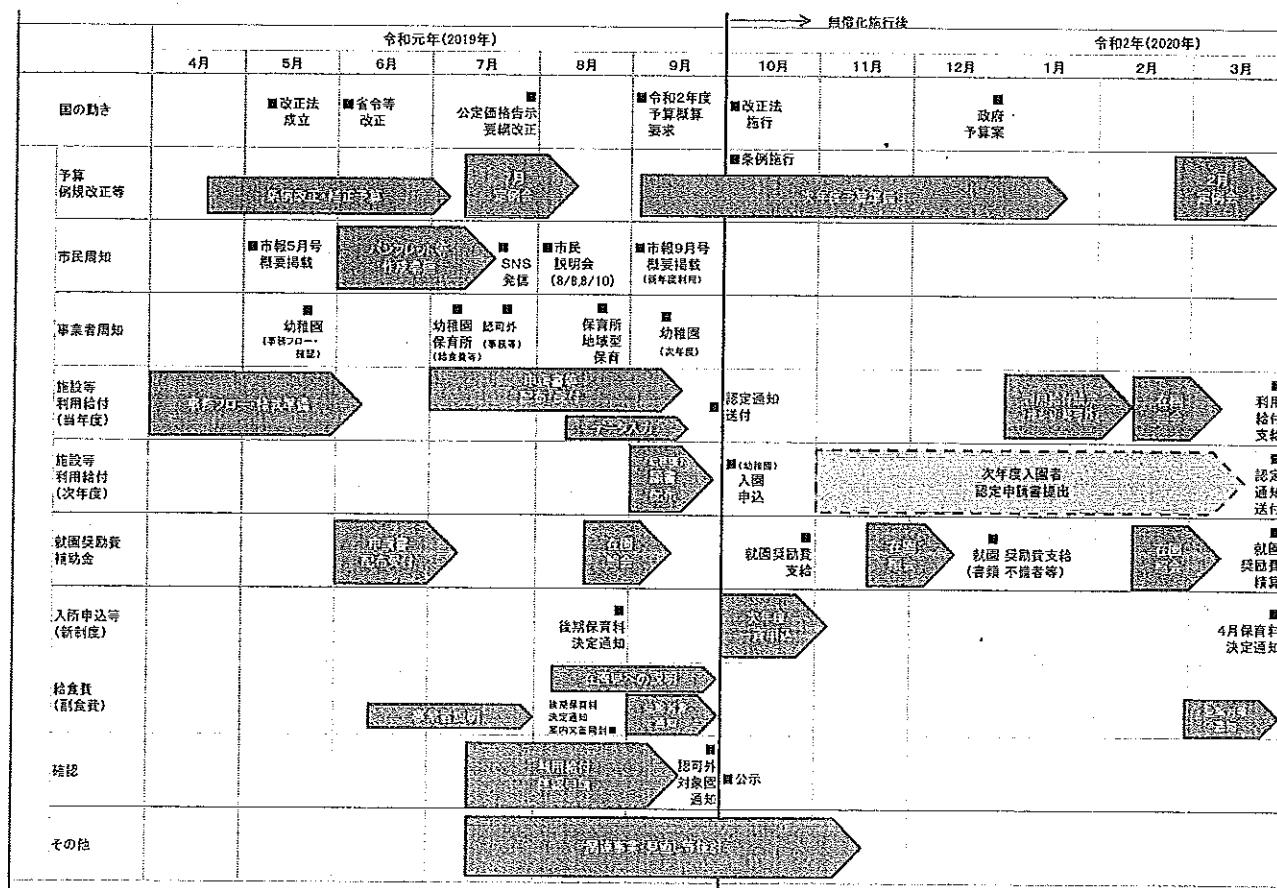
例年どおり、9月に算定基礎となる課税年度を切替

(なお、新制度に移行している施設に適用する利用者負担額（保育料）の市基準額の改正については、10月までに規則改正により対応)

(3) 関係補正予算

子育てのための施設等利用給付の認可外保育施設等分など、当初予算時には内容を定めきれなかったもの等について、7月定例会で補正予算を計上していく予定です。

5 スケジュール



(案)

吹田市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正の骨子案に対する
提出意見と市の考え方について

1 提出期間

令和元年（2019年）5月23日（木曜日）～令和元年（2019年）6月21日（金曜日）

2 提出意見数 8件（4通）

3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

	提出意見	市の考え方
1	アについて、「保育従事者の1/3以上が保育士又は看護師である施設」とされているが、「保育従事者はすべて保育士」としてほしい。	利用給付の対象となる認可外保育施設の基準の設定について、改正子ども・子育て支援法附則第四条第二項で「当該市町村の条例で定める基準は、内閣府令で定める基準を超えない範囲内において定めるものとする。」とされています。内閣府令では、アの基準を「保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一以上は、保育士（略）又は看護師（准看護師を含む。（略））の資格を有する者であること。」としています。したがって、保育従事者をすべて保育士とする基準は内閣府令で定める基準を超えるため設定できません。
2	イについて、「保育士のいる施設」としてほしい。	内閣府令では、イの基準のうち、1目に保育する乳幼児の数が5人以下である施設については「保育に従事する者のうち、一人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（略）を修了した者であること。」、認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター）については「保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。」としています。したがって、保育士のいる施設とする基準は内閣府令で定める基準を超えるため設定できません。 なお、研修を修了した者を含めた基準の設定については、これまでイの施設・事業が児童福祉法による資格・研修受講等に関する基準がなく、新たに事業者が対応する期間が必要であることを勘案し、今回の基準設定は行わない方針です。
3	ベビーシッターが保育する際の資格・研修受講等に関して「基準の設定を行いません」とあるが、内閣府令の定める基準の変更を待たずに吹田市独自で改定してほしい。	既存のベビーシッター事業については、これまで児童福祉法による資格・研修受講等に関する基準がなく、新たに事業者が対応する期間が必要であることを勘案し、今回の基準設定は行わない方針です。 なお、無償化実施後に届出のあった事業については、内閣府令に定める基準と同様の内容を基準として設定する方針です。
4	骨子案以外の意見 (計5件)	吹田市の考え方を示しません。